

令和6年度 相模原市住宅用スマートエネルギー設備等 導入奨励金のご案内

相模原市では、住宅に再生可能エネルギーを利用するための設備等を導入した方に対し、奨励金を交付します。

目次

1 補助金の概要	P 2
1 - 1 奨励金の交付対象及び要件	P 2
1 - 2 申請コース、奨励金額及び申請期間等	P 3
1 - 3 奨励金の制限	P 4
1 - 4 申請者の要件	P 5
1 - 5 申請書類の提出方法	P 6
2 手続きの流れ	P 7
3 申請に必要な書類	P 8
4 その他の注意事項	P 12
5 お問い合わせ先・市のホームページ	P 13

令和6年度 申請期間	
第1期	<p>令和6年9月2日(月)～令和6年9月30日(月) 必着</p> <p>第1期の奨励対象期間内(令和6年4月1日～令和6年9月30日まで)に事業が完了している対象設備等について申請すること 第1期の奨励対象期間外である対象設備等は、第1期申請期間での交付申請不可</p>
第2期	<p>令和7年2月3日(月)～令和7年2月28日(金) 必着</p> <p>第2期の奨励対象期間内(令和6年10月1日～令和7年2月28日まで)に事業が完了している対象設備等について申請すること 第2期の奨励対象期間外である対象設備等は、第2期申請期間での交付申請不可</p>

複数の対象設備等について申請する場合についての注意点

- ・事業完了日が同じ申請期間の奨励対象期間内である場合は、同時に申請する必要があります。
- ・事業完了日が異なる場合で、第1期の奨励対象期間内と、第2期の奨励対象期間内である場合は、それぞれの申請期間内に申請する必要があります。

第1期の奨励対象期間内に事業完了した対象設備等を、第2期の申請期間にまとめて交付申請することはできません。

申請件数が予定件数を上回った場合は、**抽選**になります。

1 奨励金の概要

1 - 1 奨励金の交付対象及び要件

奨励金の交付対象となる設備は、次に掲げる要件を満たすものです。

対象設備等の種別	要件
太陽光発電システム	(1) 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが導入される住宅において消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもの。 (2) 太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力が2kW以上10kW未満のもの。(ただし、増設する場合にあっては、増設する太陽電池の公称最大出力が2kW以上の太陽電池であり、かつ既設の太陽電池及び増設の太陽電池の公称最大出力の合算又はパワーコンディショナの定格出力が10kW未満のものであること。) (3) 未使用品であるもの。 (4) 申請者自らが電気事業者と電力の受給契約を締結していること。(ただし、電力販売契約の場合はこの限りではない。)
定置用リチウムイオン蓄電池	(1) 申請者が申請を行う年度又は前年度の環境省が実施する「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業」の補助対象となるもの。 (2) 未使用品であるもの。 (3) 太陽光発電システムと連系しているもの。
V2H(ビークル・トゥ・ホーム)	(1) 電気自動車への充電及び電気自動車から住宅への電力の供給が可能な機器で、申請者が申請を行う年度又は前年度の経済産業省が実施する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の補助対象となるもの。 (2) 未使用品であるもの。 (3) 太陽光発電システムと連系しているもの。
ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)	(1) 以下ア又はイのいずれかに該当するもの。 ア 以下(ア)～(エ)の全てを満たすZEH (ア) 平成28年基準等に準拠して計算される住宅の外皮平均熱貫流率(UA)が0.6以下であること (イ) 再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量が削減されていること (ウ) 導入している再生可能エネルギーに太陽光発電システムが含まれること (エ) 再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上の一次エネルギー消費量が削減されること イ 以下(ア)～(ウ)の全てを満たすZEH Oriented (ア) 都市部狭小地(北側斜線制限の対象となる用途地域(第一種及び第二種低層住居専用地域並びに第一種及び第二種中高層住居専用地域)等であって、敷地面積が85㎡未満である土地。ただし、住宅が平屋建ての場合は除く。)に建築されていること

	<p>(イ) 平成28年基準等に準拠して計算される住宅の外皮平均熱貫流率(UA)が0.6以下であること</p> <p>(ウ) 再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量が削減されていること</p> <p>(2) 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針(平成28年国土交通省告示第489号)に基づく第三者認証のうちBELS(建築物省エネルギー性能表示制度)において、ZEHの認証を受け、当該認証に従って施工されたもの。</p> <p>(3) 既築住宅を改修して、上記(1)及び(2)を満たすZEHとなった場合は、改修にかかった経費から、国又は他の地方公共団体からの補助金等の額を控除した経費の額が、90万円以上であること。(ただし、消費税及び地方消費税額は含まない)</p>
LCCM(ライフ・サイクル・カーボン・マイナス)住宅	<p>(1) IBECsの「LCCM住宅認定」において、LCCM住宅の認定を受け、当該認定に従って施工されたもの。</p> <p>(2) 導入している再生可能エネルギーに太陽光発電システムが含まれること。</p>

1-2 申請コース、奨励金額及び申請期間等

申請コース、奨励金額及び申請期間について

令和6年度は、交付の申請を受けるに当たり、申請を受け付ける期間(以下「申請期間」という。)を2期設けます。

また、次の表のとおり申請コースごとに、各申請期間(第1期、第2期)の予定件数を設定します。

申請コース	対象設備等の種別	奨励金額	予定件数
太陽光単体補助コース	太陽光発電システム	80,000円	年間 400件 第1期 200件 第2期 200件
自家消費コース	定置用リチウムイオン蓄電池	各 100,000円	年間 400件 第1期 200件 第2期 200件
	V2H		
ZEHコース	ZEH	300,000円	年間 60件 第1期 30件 第2期 30件
	LCCM住宅	100,000円加算 上記ZEHに加算	年間 5件 第1期 3件 第2期 2件

申請期間及び奨励対象期間について

申請期間ごとに、奨励の対象となる期間(以下「奨励対象期間」という。)を定めていますので、申請する場合は、奨励対象期間内に事業が完了している対象設備等について交付申請してください。

令和6年度の申請期間と奨励対象期間については、本ご案内の表紙の表をご確認ください。

事業が完了しているとは、事業完了日以降であることとし、事業完了日は、次の表の左欄に掲げ

る対象設備等の種別ごとに、同表の右欄に掲げる日のうち、最も遅い日とします。

対象設備等の種別	事業完了日
太陽光発電システム	(1)引渡(導入)完了日 (2)領収日(ただし、導入方法がリース又は電力販売契約等の場合はその契約の締結日) (3)系統連系日(接続契約の締結日)
定置用リチウムイオン蓄電池	(1)引渡(導入)完了日 (2)領収日(ただし、導入方法がリース又は電力販売契約等の場合はその契約の締結日)
V2H(ビークル・トゥ・ホーム)	(1)引渡(導入)完了日 (2)領収日(ただし、導入方法がリース又は電力販売契約等の場合はその契約の締結日)
ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)	(1)引渡(導入)完了日 (2)領収日 (3)系統連系日(接続契約の締結日)(ただし、ZEH Orientedの場合はこの限りではない。)
LCCM(ライフ・サイクル・カーボン・マイナス)住宅	(1)引渡(導入)完了日 (2)領収日 (3)系統連系日(接続契約の締結日)

1 - 3 奨励金の制限

【交付申請回数の制限について】

奨励金の交付は、対象設備等の種別ごとに、1の世帯につき1回限りとします。

対象設備等の種別...「1 - 1 奨励金の交付対象及び要件」に掲げる表のとおり
太陽光発電システム、定置用リチウムイオン蓄電池、V2H、
ZEH、LCCM 住宅 のこと

【交付申請に関する制限について】

要綱第5条第2項～第6号に定める制限	例示
過去に同一種別の対象設備等について、相模原市から補助金等の交付を受けている場合にあっては、奨励金の交付申請をすることができません。	例) 令和5年度以前に、太陽光発電システムについて、市から奨励金の交付を受けている場合 令和6年度において、太陽光発電システムについて、交付申請をすることはできない。
太陽光発電システムの導入及びZEH又はLCCM住宅に係る奨励金の交付申請は、併せて行うことができません。	例) 令和6年度において、太陽光発電システムとZEHを同時に導入した場合 令和6年度において、太陽光発電システム及びZEHの両方について、交付申請をすることはできない。
過去に相模原市からZEH又はLCCM住宅に係る補助金等の交付を受けている場合にあって	例) 令和5年度以前に、ZEHについて、市から奨励金の交付を受けている場合

は、太陽光発電システムの導入について、奨励金の交付申請をすることはできません。	令和6年度において、太陽光発電システムについて、交付申請をすることはできない。
スマートエネルギー設備の導入及びZEH Orientedに係る奨励金の交付申請は、併せて行うことができません。 スマートエネルギー設備 ...太陽光発電システム、定置用リチウムイオン蓄電池、V2Hのこと	例)令和6年度において、定置用リチウムイオン蓄電池及びZEH Orientedを同時に導入した場合 令和6年度において、定置用リチウムイオン蓄電池及びZEH Orientedの両方について、交付申請をすることはできない。
過去に相模原市からZEH Orientedに係る補助金等の交付を受けている場合にあっては、スマートエネルギー設備の導入について、奨励金の交付申請をすることはできません。	例)令和5年度以前に、ZEH Orientedについて、市から奨励金を受けている場合 令和6年度において、太陽光発電システム、定置用リチウムイオン蓄電池及びV2Hについて、交付申請をすることはできない。

1 - 4 申請者の要件

申請できる方は、次の共通要件を全て満たし、申請できる方1～6のいずれかに当てはまる方です。

【共通要件】

- 自らの住民票における市内の住所地に所在する住宅に居住する個人であること
 - 市税に未納がないこと
- 自己の所有でない住宅に対象設備等を導入する場合にあっては、その所有者から承諾を受けて対象設備等を導入していること

【申請できる方1】

自ら居住する住宅にスマートエネルギー設備を導入し、その費用の支払いを完了し、引渡しを受けた方

【申請できる方2】

リース契約又は電力販売契約を締結することで、自ら居住する住宅にスマートエネルギー設備を導入し、その契約に基づく費用の支払いをしている方

【申請できる方3】

自ら居住する住宅を新築又は改修によりZEHとし、その費用の支払いを完了し、引渡しを受けた方

【申請できる方4】

自ら居住する住宅を新築によりLCCM住宅とし、その費用の支払いを完了し、引渡しを受けた方

【申請できる方5】

自ら居住するためにスマートエネルギー設備が導入された住宅、又はZEH若しくはLCCM住宅である住宅を購入し、その費用の支払いを完了し、引渡しを受けた方

【申請できる方6】

自ら居住するためにZEH若しくはLCCM住宅である住宅を購入し、その費用の支払いを完了し、引渡しを受けており、リース契約又は電力販売契約を締結することで、住宅にスマートエネルギー設備を導入し、その契約に基づく費用の支払いをしている方

上記にかかわらず、次に掲げるものは、奨励金の交付を受けることができません。

×相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員

1 - 5 申請書類の提出方法

申請書類を作成し、郵送もしくはゼロカーボン推進課の窓口へ提出してください。

(郵送・提出先)

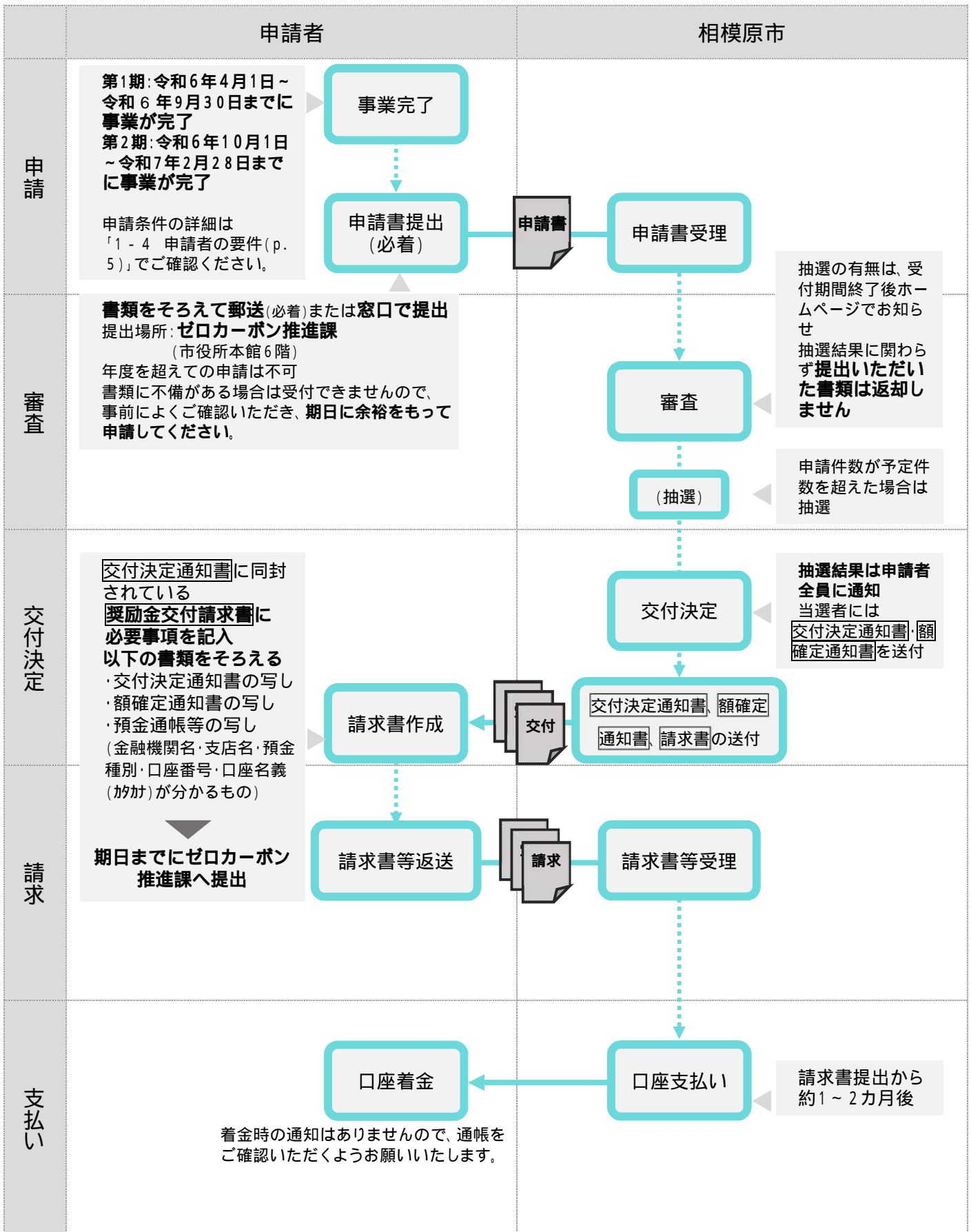
〒252 - 5277 相模原市中央区中央2 - 11 - 15

(宛先)

相模原市環境経済局ゼロカーボン推進課 住宅用スマートエネルギー設備等導入奨励金担当 宛

ゼロカーボン推進課窓口にて提出する場合、窓口での申請書類の不備確認や審査は行いません。
申請に関する郵送料などは、申請者負担となります。

2 手続きの流れ



事業完了日は、対象設備等の種別ごとに異なります。本ご案内のP4の表でご確認ください。

3 申請に必要な書類

各種様式における押印について

様式や記入例に特別な指定がない限り、申請者の氏名欄について、申請者本人が自署する場合は押印不要。

(法人が作成する書類については、代表者印の押印が必要)

市ホームページに「様式」と「記入例」を掲載しています。

事前作成書類 必ず申請書類を作成する前に作成し、共通提出書類とあわせて提出

提出書類
対象設備等の設置状況確認シート

共通提出書類

提出書類
提出書類のチェックシート
相模原市住宅用スマートエネルギー設備等導入奨励金交付申請書(第1号様式)
対象設備仕様書(第2号様式)
相模原市住宅用スマートエネルギー設備等導入奨励金実績報告書(第3号様式)
世帯を構成する全ての者について記載された住民票 事業完了日以降に発行されたものであること
申請者にかかる未納の税額がないことの証明書 事業完了日以降に相模原市の税務部門が発行する証明書であること
支払いが完了したことを証する書類として、次の ~ のうち、いずれか1つの書類 対象設備等をリース契約又は電力販売契約にて導入した場合は を提出
対象設備等の導入に係る費用の領収書の写し 対象設備等に係る導入費の内訳及び消費税及び地方消費税相当額が確認できるものであること
販売業者若しくは導入業者が発行した「対象設備等の導入に係る費用の支払いを証する書類(任意様式)」
契約書(変更等がある場合は最終のもの)の写し 対象設備等に係る導入費の内訳及び消費税及び地方消費税相当額が確認できるものであること なお、内訳等詳細が確認できない場合は、見積書を追加で提出すること

代行者による申請をする場合

提出書類
申請等事務手続代行者選任届(第6号様式)

申請者本人が自署又は押印をせずに申請をする場合

提出書類
本人確認書類として、運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、パスポート、マイナンバーカード(表面)等の写し

太陽光発電システム(新設・増設)について申請する場合の提出書類

提出書類	
	事業完了後のカラー写真として、次に掲げるもの <u>全て</u>
	太陽光発電システムを導入した住宅の全景写真
	太陽光発電システム本体の導入状態を確認できる全景写真 写真にて全てのパネルの枚数が確認できない場合は、パネル配置図をあわせて提出すること
	引渡し完了したことを証する書類として、次の <u>又は</u> のうち、 <u>いずれか1つの書類</u>
	保証書の写し
	引渡(導入)完了証明書
	電気事業者との接続契約及び電力の受給契約の締結を確認できる書類の写しとして、次に掲げるもの <u>全て</u> 電力販売契約にて太陽光発電システムを導入した場合は不要
	「接続契約のご案内」の写し
	「受給・低圧申込内容照会 web 申込システム」の画面コピー 上記接続契約のご案内の内訳が確認できるものであること(東京電力の web ページにログインして画面をコピー)

定置用リチウムイオン蓄電池について申請する場合の提出書類

提出書類	
	定置用リチウムイオン蓄電池の仕様が確認できるものとして、次に掲げるもの 全て
	環境省が実施する「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業」の補助対象設備の一覧表から、該当の設備が記載されたページを印刷したもの 該当の設備の欄について、マーカー等で着色したものを提出すること
	メーカー名、パッケージ型番、パッケージ型番を構成する機器ごとの型番、仕様が分かるカタログや仕様書の写し
	事業完了後のカラー写真として、次に掲げるもの 全て
	定置用リチウムイオン蓄電池を導入した住宅の全景写真
	定置用リチウムイオン蓄電池本体の導入状態を確認できる全景写真
	定置用リチウムイオン蓄電池の銘板の写真 パッケージ型番を構成するものすべてについて写真が必要
	引渡し完了したことを証する書類として、次の 又は のうち、 <u>いずれか1つの書類</u>
	保証書の写し
	引渡(導入)完了証明書
	【太陽光発電システムが新設の場合】 電気事業者との接続契約及び電力の受給契約の締結を確認できる書類の写しとして、次に掲げるもの 全て 電力販売契約にて太陽光発電システムを導入した場合は不要
	「接続契約のご案内」の写し
	「受給・低圧申込内容照会 web 申込システム」の画面コピー 上記接続契約のご案内の内訳が確認できるものであること(東京電力の web ページにログインして画面をコピー)
	【太陽光発電システムが既設の場合】 電気事業者との接続契約及び電力の受給契約の締結を確認できる書類の写しとして、次に掲げるもの 全て 電力販売契約にて太陽光発電システムを導入した場合は不要
	売電実績の写し 申請期間の前月(第1期:8月、第2期:1月)の売電実績であること
	「電力受給契約変更申込書」など、電気事業者との接続変更等が確認できる書類の写し(「受給・低圧申込内容照会 web 申込システム」の画面コピーでも可)
	配線図 定置用リチウムイオン蓄電池が太陽光発電システムと連系していることを確認できる書類であること

V2Hについて申請する場合の提出書類

提出書類	
	V2Hの仕様が確認できるものとして、次に掲げるもの全て
	経済産業省が実施する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の補助対象設備の一覧表から、該当の設備が記載されたページを印刷したもの 該当の設備の欄について、マーカー等で着色したものを提出すること
	メーカー名、型番、仕様が分かるカタログや仕様書の写し
	事業完了後のカラー写真として、次に掲げるもの全て
	V2Hを導入した住宅の全景写真
	V2H本体の導入状態を確認できる全景写真
	V2Hの銘板の写真
	引渡し完了したことを証する書類として、次の 又は のうち、 <u>いずれか1つの書類</u>
	保証書の写し
	引渡(導入)完了証明書
	【太陽光発電システムが新設の場合】 電気事業者との接続契約及び電力の受給契約の締結を確認できる書類の写しとして、次に掲げるもの全て 電力販売契約にて太陽光発電システムを導入した場合は不要
	「接続契約のご案内」の写し
	「受給・低圧申込内容照会 web 申込システム」の画面コピー 上記接続契約のご案内の内訳が確認できるものであること(東京電力の web ページにログインして画面をコピー)
	【太陽光発電システムが既設の場合】 電気事業者との接続契約及び電力の受給契約の締結を確認できる書類の写しとして、次に掲げるもの全て 電力販売契約にて太陽光発電システムを導入した場合は不要
	売電実績の写し 申請期間の前月(第1期:8月、第2期:1月)の売電実績であること
	「電力受給契約変更申込書」など、電気事業者との接続変更等が確認できる書類の写し(「受給・低圧申込内容照会 web 申込システム」の画面コピーでも可)
	配線図 V2Hが太陽光発電システムと連系していることを確認できる書類であること

ZEHについて申請する場合の提出書類

	提出書類
	<p>事業完了後のカラー写真として、次に掲げるもの全て</p> <p>ZEHとした住宅の全景写真</p> <p>太陽光発電システム本体の導入状態を確認できる全景写真 写真にて全てのパネルの枚数が確認できない場合は、パネル配置図をあわせて提出すること</p>
	引渡(導入)完了証明書
	<p>【太陽光発電システムが新設の場合】 電気事業者との接続契約及び電力の受給契約の締結を確認できる書類の写しとして、次に掲げるもの全て 電力販売契約にて太陽光発電システムを導入した場合は不要 ZEH Orientedの場合は不要</p> <p>「接続契約のご案内」の写し</p> <p>「受給・低圧申込内容照会 web 申込システム」の画面コピー 上記接続契約のご案内の内訳が確認できるものであること(東京電力の web ページにログインして画面をコピー)</p> <p>【太陽光発電システムが既設の場合】 電気事業者との接続契約及び電力の受給契約の締結を確認できる書類の写しとして、次に掲げるもの全て 電力販売契約にて太陽光発電システムを導入した場合は不要 ZEH Orientedの場合は不要</p> <p>売電実績の写し 申請期間の前月(第1期:8月、第2期:1月)の売電実績であること</p> <p>「電力受給契約変更申込書」など、電気事業者との接続変更等が確認できる書類の写し(「受給・低圧申込内容照会 web 申込システム」の画面コピーでも可)</p>
	工事請負契約書又は売買契約書の写し
	<p>【既築住宅を改修してZEHとした場合で、国又はその他の地方公共団体からの補助金等を受ける場合】 国又はその他の地方公共団体からの補助金等の額が確認できるものとして、国又はその他の地方公共団体が発行する補助金に関する交付決定通知書又は額確定通知書の写し</p>
	BELS評価書の写し
	BELS評価書に基づく施工証明書(第4号様式)

LCCM住宅について申請する場合の提出書類

	提出書類
	<p>事業完了後のカラー写真として、次に掲げるもの全て</p> <p>LCCM住宅とした住宅の全景写真</p> <p>太陽光発電システム本体の導入状態を確認できる全景写真 写真にて全てのパネルの枚数が確認できない場合は、パネル配置図をあわせて提出すること</p>
	引渡(導入)完了証明書
	<p>【太陽光発電システムが新設の場合】 電気事業者との接続契約及び電力の受給契約の締結を確認できる書類の写しとして、次に掲げるもの全て 電力販売契約にて太陽光発電システムを導入した場合は不要 ZEH Orientedの場合は不要</p>
	「接続契約のご案内」の写し
	<p>「受給・低圧申込内容照会 web 申込システム」の画面コピー 上記接続契約のご案内の内訳が確認できるものであること(東京電力の web ページにログインして画面をコピー)</p>
	<p>【太陽光発電システムが既設の場合】 電気事業者との接続契約及び電力の受給契約の締結を確認できる書類の写しとして、次に掲げるもの全て 電力販売契約にて太陽光発電システムを導入した場合は不要 ZEH Orientedの場合は不要</p>
	<p>売電実績の写し 申請期間の前月(第1期:8月、第2期:1月)の売電実績であること</p>
	「電力受給契約変更申込書」など、電気事業者との接続変更等が確認できる書類の写し(「受給・低圧申込内容照会 web 申込システム」の画面コピーでも可)
	工事請負契約書又は売買契約書の写し
	一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター(IBECS)が認定するLCCM住宅認定書の写し
	LCCM住宅認定書に基づく施工証明書(第5号様式)

4 その他の注意事項

申請の取下げについて

申請の取下げを行う場合には、奨励金の交付決定を知った日から14日以内に、相模原市住宅用スマートエネルギー設備等導入奨励金交付申請取下げ申請書(第8号様式)を提出し、承認を受ける必要があります。

交付決定の取消及び補助金の返還について

偽りその他不正な手段により奨励金の交付決定を受け、又は奨励金の交付の決定の際に附した条件に違反した者がいるときは、その決定を取り消すことがあります。この場合において、既に交付した奨励金があるときは、その者に対して期限を定めてその全部又は一部の返還を求めることがあります。

財産処分について

奨励事業により取得した対象設備等は、奨励金交付後も一定期間、奨励金の交付目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供すること、廃棄処分等が制限されます。

もし、処分制限期間内(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間)において、奨励金の交付を受けた対象設備等を処分しようとするときは、あらかじめ「相模原市住宅用スマートエネルギー設備等導入奨励金財産処分承認申請書(第13号様式)」を市へ提出し、その承認を受ける必要があります。なお、処分制限期間内に当該財産を処分した場合(承認を受けた場合も含む)、奨励金の返還を求められます。

5 お問い合わせ先・市のホームページ

お問い合わせ先

相模原市役所ゼロカーボン推進課 電話:042-769-8240

市ホームページ

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/kankyo/hojyo/1008083.html>

(市 HP)

